

毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に掲載するもの



# 長崎県公報

## 目 次

◎ 告 示	所管課（室）名
・ 地方卸売市場長崎魚市場施設使用料の徴収事務の委託	水産加工流通課
◎ 公 告	計 量 検 定 所
・ 特定計量器定期検査の実施	漁 港 漁 場 課
・ 特定漁港漁場整備事業計画書の案の縦覧（5件）	農 村 整 備 課
・ 土地改良区の定款変更の認可	建 設 企 画 課
・ 測量の終了（6件）	道 路 建 設 課
・ 一般競争入札の実施	
◎ 人事委員会規則	人事委員会事務局
○職員給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則	〃
○職員育児休業等に関する規則の一部を改正する規則	〃

## 告 示

### 長崎県告示第315号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり使用料徴収事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和4年4月19日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 委託年月日  
令和4年4月1日
- 2 受託者の住所及び氏名  
長崎県長崎市京泊3丁目3番1号  
一般社団法人 長崎魚市場協会
- 3 委託事務の内容  
長崎県地方卸売市場長崎魚市場条例（令和2年長崎県条例第25号）別表に定める使用料（通過物使用料及び受託物使用料を除く。）の徴収
- 4 委託期間  
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

## 公 告

### 特定計量器定期検査の実施（公告）

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

令和4年4月19日

長崎県知事 大石 賢吾

1 検査区分・実施区域・検査場所及び検査日時  
北松浦郡

市町村別	検査区分	実施区域	検査場所	検査日	検査時間
佐々町	集合検査	佐々町地区	佐々町役場	5月24日（火）	13時30分から15時30分まで
				5月25日（水）	10時から11時30分まで
小値賀町	同上	小値賀町地区	離島待合所	6月2日（木）	9時30分から11時まで
全地区	所在場所検査		計量器の所在の場所	5月24日から 6月2日まで	10時から12時まで 13時から17時まで

2 検査の対象となる特定計量器  
取引又は証明に使用する特定計量器

3 検査の実施機関  
指定定期検査機関 (一社) 長崎県計量協会

**特定漁港漁場整備事業計画書の案の縦覧（公告）**

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第17条第1項の規定に基づき、特定漁港漁場整備事業計画を定める予定であるので、同条第4項の規定により、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和4年4月19日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 縦覧に供すべき書類の名称  
特定漁港漁場整備事業計画書の案（長崎北地区）
- 2 縦覧の場所  
長崎県長崎市尾上町3-1 長崎県水産部漁港漁場課  
長崎県佐世保市木場田町3-25 長崎県県北振興局行政資料コーナー
- 3 縦覧の期間  
令和4年4月19日から同年5月9日まで

**特定漁港漁場整備事業計画書の案の縦覧（公告）**

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第17条第1項の規定に基づき、特定漁港漁場整備事業計画を定める予定であるので、同条第4項の規定により、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和4年4月19日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 縦覧に供すべき書類の名称  
特定漁港漁場整備事業計画書の案（長崎南地区）
- 2 縦覧の場所  
長崎県長崎市尾上町3-1 長崎県水産部漁港漁場課
- 3 縦覧の期間  
令和4年4月19日から同年5月9日まで

**特定漁港漁場整備事業計画書の案の縦覧（公告）**

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第17条第1項の規定に基づき、特定漁港漁場整備事業計画を定める予定であるので、同条第4項の規定により、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和4年4月19日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 縦覧に供すべき書類の名称  
特定漁港漁場整備事業計画書の案（対馬地区）
- 2 縦覧の場所

長崎県長崎市尾上町3-1  
長崎県対馬市厳原町宮谷224

長崎県水産部漁港漁場課  
長崎県対馬振興局行政資料コーナー

3 縦覧の期間

令和4年4月19日から同年5月9日まで

**特定漁港漁場整備事業計画書の案の縦覧（公告）**

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第17条第1項の規定に基づき、特定漁港漁場整備事業計画を定める予定であるので、同条第4項の規定により、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和4年4月19日

長崎県知事 大石 賢吾

1 縦覧に供すべき書類の名称

特定漁港漁場整備事業計画書の案（壱岐地区）

2 縦覧の場所

長崎県長崎市尾上町3-1

長崎県水産部漁港漁場課

長崎県壱岐市郷ノ浦町本村触570

長崎県壱岐振興局行政資料コーナー

3 縦覧の期間

令和4年4月19日から同年5月9日まで

**特定漁港漁場整備事業計画書の案の縦覧（公告）**

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第17条第1項の規定に基づき、特定漁港漁場整備事業計画を定める予定であるので、同条第4項の規定により、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和4年4月19日

長崎県知事 大石 賢吾

1 縦覧に供すべき書類の名称

特定漁港漁場整備事業計画書の案（五島地区）

2 縦覧の場所

長崎県長崎市尾上町3-1

長崎県水産部漁港漁場課

長崎県五島市福江町7-1

長崎県五島振興局行政資料コーナー

3 縦覧の期間

令和4年4月19日から同年5月9日まで

**土地改良区の定款変更の認可（公告）**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款変更（令和4年3月4日総代会議決）を認可した。

令和4年4月19日

長崎県知事 大石 賢吾

土地改良区名 土黒土地改良区  
認可年月日 令和4年4月11日

**測量の終了（公告）**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第2項の規定により、長崎河川国道事務所長から公共測量（航空レーザー測量）を次のとおり終了した旨の通知があった。

令和4年4月19日

長崎県知事 大石 賢吾

公共測量終了の地域及び終了日

地 域	終 了 日
島原市、南島原市	令和4年2月28日

**測量の終了（公告）**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第2項の規定により、県北振興局長から公共測量（航空レーザー測量）を次のとおり終了した旨の通知があった。

令和4年4月19日

長崎県知事 大石 賢吾

公共測量終了の地域及び終了日

地 域	終 了 日
佐世保市・北松浦郡佐々町	令和4年3月25日

**測量の終了（公告）**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第2項の規定により、県北振興局長から公共測量（3級基準点測量、用地測量）を次のとおり終了した旨の通知があった。

令和4年4月19日

長崎県知事 大石 賢吾

公共測量終了の地域及び終了日

地 域	終 了 日
佐世保市長畑町、宮津町	令和4年3月25日

**測量の終了（公告）**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第2項の規定により、長崎市長から公共測量（出来形確認測量）を次のとおり終了した旨の通知があった。

令和4年4月19日

長崎県知事 大石 賢吾

公共測量終了の地域及び終了日

地 域	終 了 日
長崎市 平間町・東町・矢上町の一部	令和4年3月18日

**測量の終了（公告）**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第2項の規定により、島原振興局長から公共測量（3級基準点測量、3級水準測量、数値地形図データ作成）を次のとおり終了した旨の通知があった。

令和4年4月19日

長崎県知事 大石 賢吾

公共測量終了の地域及び終了日

地 域	終 了 日
長崎県雲仙市吾妻町	令和4年3月18日

**測定の終了（公告）**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第2項の規定により、島原振興局長から公共測量（基準点測量）を次のとおり終了した旨の通知があった。

令和4年4月19日

長崎県知事 大石 賢吾

公共測量終了の地域及び終了日

地 域	終 了 日
長崎県雲仙市瑞穂町	令和4年3月25日

**一般競争入札の実施（公告）**

次のとおり、一般競争入札を行うので公告する。

令和4年4月19日

長崎県知事 大石 賢吾

## 1 競争入札に付する事項

- (1) 工事番号 3債総防地改補 第5-6号
- (2) 工 事 名 主要地方道小浜北有馬線道路改良工事（(仮称)大亀矢代トンネル）
- (3) 工事場所 長崎県雲仙市小浜町大亀～南島原市北有馬町乙
- (4) 工 期 1,140日間
- (5) 工事概要 工事延長 L=1,060 (1,060) m 幅員 W=5.5 (7.0) m  
トンネル工（N A T M機械掘削工法） L=896m  
道路改良工 L=164.0m
- (6) 支払条件 前金払、中間前金払又は部分払 有
- (7) 本工事は、入札時に施工方法等の提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式のうち、高度技術提案型を適用した工事である。
- (8) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務付けられた工事である。
- (9) 本工事は、落札決定後仮契約を締結し、長崎県議会の議決後、県がその旨を通知したときに本契約となる。
- (10) 本工事は、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（「特例監理技術者」という。）の配置を不可とする工事である。
- (11) 本工事は、発注者が新たな積算方式として「施工パッケージ型積算方式」の試行を行う工事である。
- (12) 本工事は、国土交通省が提唱するi-Constructionに基づき、ICTの全面的活用を図るため、受注者の提案・協議により、起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について3次元データを活用する施工者希望型ICT活用工事の対象工事である。受注者は、契約後、施工計画の提出までに発注者へ提案・協議を行い、協議が整った場合にICT活用施工を行うことができる。
- (13) 本工事は、情報共有システムの利用指定工事である。
- (14) 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正を行うことができる試行工事である。
- (15) 本工事は、快適トイレ導入試行対象工事であり、施工現場付近に特記仕様書に記載の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。（設置に要する費用については、当初は計上していない。）

## 2 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) 本工事は競争参加資格を有する者は、総合評価落札方式（高度技術提案型）入札公告共通事項書（以下「共通事項書（高度技術提案型）」という。）2に定める要件を満たす者で、かつ長崎県建設工事一般競争入札実施要綱（平成15年長崎県告示第780号。以下「実施要綱」という。）第7条第1項に規定する競争参加資格確認申請書の提出期限の日から落札決定の日までの間において次に掲げる要件をすべて満たし、さらに実施要綱第12条第2項の規定に基づき、当該競争参加資格を有する旨の通知を受けた特定建設工事共同企業体

(以下「共同企業体」という。)とする。ただし、配置技術者に関する条件中の技術者の専任については、本契約締結日からとする。

共同企業体の構成員数	3者		
出 資 比 率	最小限度 20パーセント		
資 格 要 件	代 表 構 成 員	その他の構成員 1	その他の構成員 2
建設業の許可に関する条件	建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)第3条の規定に基づく、土木工事業に係る特定建設業の許可を有すること。	法第3条の規定に基づく、土木工事業に係る特定建設業の許可を有すること。	法第3条の規定に基づく、土木工事業に係る特定建設業の許可を有すること。
総合評定値に関する条件	土木一式工事に係る総合評定値が1,200点以上	土木一式工事に係る総合評定値が900点以上	土木一式工事に係る総合評定値が810点以上
同種工事の施工実績に関する条件	平成19年度から令和3年度まで(2007年度から2021年度まで)に完成した公共工事で、単体又は特定建設工事共同企業体の代表構成員として、長さ500m以上のNATM工法による道路トンネル(2車線(車道幅員5.5m以上)以上)又は鉄道トンネル(複線)工事の施工実績があること。	平成19年度から令和3年度まで(2007年度から2021年度まで)に完成した公共工事で、単体又は特定建設工事共同企業体の代表構成員として、長さ200m以上のNATM工法による道路トンネル(2車線(車道幅員5.5m以上)以上)又は鉄道トンネル(複線)工事の施工実績があること。又は特定建設工事共同企業体の構成員として、NATM工法によるトンネル工事の施工実績が2回以上あり、そのうち1回が長さ200m以上の道路トンネル(2車線(車道幅員5.5m以上)以上)又は鉄道トンネル(複線)であること。	条件なし
配置技術者に関する条件	以下の条件をすべて満たす技術者を専任で配置できること。	以下の条件をすべて満たす技術者を専任で配置できること。	以下の条件をすべて満たす技術者を専任で配置できること。
	種 類	監理技術者	主任技術者
	国 家 資 格 等	以下のいずれかの国家資格等及び土木工事業に係る監理技術者資格者証を有し、かつ法第26条第5項に規定する講習を修了した日の属する年の翌年から起算して5年を経過していない者 ① 法による1級土木施工管理技士 ② 法による1級建設機械施工技士 ③ 技術士法(昭和58年法律	以下のいずれかの国家資格等及び土木工事業に係る監理技術者資格者証を有し、かつ法第26条第5項に規定する講習を修了した日の属する年の翌年から起算して5年を経過していない者 ① 法による1級土木施工管理技士 ② 法による1級建設機械施工技士 ③ 技術士法(昭和58年法律

	<p>第25号)による技術士(建設部門、農業部門(選択科目「農業土木」、森林部門(選択科目「森林土木」、水産部門(選択科目「水産土木」、総合技術監理部門(選択科目「建設部門」、「農業土木」、「森林土木」、「水産土木」))</p> <p>④ 「建設業法第15条第2号ハの規定により同号イに掲げる者と同等以上の能力を有する者を定める件」(平成元年建設省告示第128号)の第1号及び第5号の規定により、国土交通大臣が建設業法第15条第2号イに掲げる者と同等以上の能力を有する者と認めた者。ただし、特別認定業種が、「土木工事業」に係る者とする。</p>	<p>第25号)による技術士(建設部門、農業部門(選択科目「農業土木」、森林部門(選択科目「森林土木」、水産部門(選択科目「水産土木」、総合技術監理部門(選択科目「建設部門」、「農業土木」、「森林土木」、「水産土木」))</p> <p>④ 「建設業法第15条第2号ハの規定により同号イに掲げる者と同等以上の能力を有する者を定める件」(平成元年建設省告示第128号)の第1号及び第5号の規定により、国土交通大臣が建設業法第15条第2号イに掲げる者と同等以上の能力を有する者と認めた者。ただし、特別認定業種が、「土木工事業」に係る者とする。</p>	<p>第25号)による技術士(建設部門、農業部門(選択科目「農業土木」、森林部門(選択科目「森林土木」、水産部門(選択科目「水産土木」、総合技術監理部門(選択科目「建設部門」、「農業土木」、「森林土木」、「水産土木」))</p> <p>④ 「建設業法第15条第2号ハの規定により同号イに掲げる者と同等以上の能力を有する者を定める件」(平成元年建設省告示第128号)の第1号及び第5号の規定により、国土交通大臣が建設業法第15条第2号イに掲げる者と同等以上の能力を有する者と認めた者。ただし、特別認定業種が、「土木工事業」に係る者とする。</p>
<p>工 事 経 験</p>	<p>平成19年度から令和3年度まで(2007年度から2021年度まで)に完成した公共工事で、長さ500m以上のNATM工法による道路トンネル(2車線(車道幅員5.5m以上)以上)又は鉄道トンネル(複線)工事を、単体又は特定建設工事共同企業体の代表構成員の主任(監理)技術者又は現場代理人として従事した経験がある者とする。</p> <p>※現場代理人の場合は、対象となる施工実績の工期の始期日以前に1級土木施工管理技士、2級土木施工管理技士、1級建設機械施工技士、2級建設機械施工技士、技術士(建設部門、農業部門(選択科目「農業土木」、森林部門(選択科目「森林土木」、水産部門(選択科目「水産土木」、総合技術監理部門(選択科目「建設部門」、「農業土木」、「森林土木」、「水産土木」のいずれかの科目))のいずれかの資格を取得した者とする。</p>	<p>条件なし</p>	<p>条件なし</p>
<p>そ の 他</p>	<p>① 当該入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係(競争参加資格確認申請書等の</p>	<p>① 当該入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係(競争参加資格確認申請書等の</p>	<p>① 当該入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係(競争参加資格確認申請書等の</p>

		<p>提出期限日を含め連続して3か月以上)にある者。ただし、倒産を事由に退職した者(倒産の事実が発生して以降3か月以内に退職した者)を退職日から3か月以内に直接的に雇用し、雇用期間確認免除申立書の提出がなされたときは、連続して3か月以上の恒常的な雇用関係は免除する。</p> <p>② 配置技術者は専任すること(「建設工事の専任の主任技術者の取扱いについて(通知)」(平成28年12月15日 28監第163号)の記「主任技術者の兼務に係る取扱い」は当工事では適用除外とする。)</p> <p>③ 競争参加資格確認申請書の提出期限日から起算して過去3か月間に、長崎県が発注する工事において、真にやむを得ない理由により技術者の途中交代をした者(途中交代の技術者が同等以上であった場合を除く。)でないこと。</p> <p>④ 競争参加資格確認申請書の提出期限日から起算して過去3か月間に、長崎県内で発注された公共工事(長崎県発注工事を除く。)において、真にやむを得ない理由により技術者の途中交代をした者(途中交代の技術者が同等以上であった場合を除く。)でないこと。</p>	<p>提出期限日を含め連続して3か月以上)にある者。ただし、倒産を事由に退職した者(倒産の事実が発生して以降3か月以内に退職した者)を退職日から3か月以内に直接的に雇用し、雇用期間確認免除申立書の提出がなされたときは、連続して3か月以上の恒常的な雇用関係は免除する。</p> <p>② 配置技術者は専任すること(「建設工事の専任の主任技術者の取扱いについて(通知)」(平成28年12月15日 28監第163号)の記「主任技術者の兼務に係る取扱い」は当工事では適用除外とする。)</p> <p>③ 競争参加資格確認申請書の提出期限日から起算して過去3か月間に、長崎県が発注する工事において、真にやむを得ない理由により技術者の途中交代をした者(途中交代の技術者が同等以上であった場合を除く。)でないこと。</p> <p>④ 競争参加資格確認申請書の提出期限日から起算して過去3か月間に、長崎県内で発注された公共工事(長崎県発注工事を除く。)において、真にやむを得ない理由により技術者の途中交代をした者(途中交代の技術者が同等以上であった場合を除く。)でないこと。</p>	<p>提出期限日を含め連続して3か月以上)にある者。ただし、倒産を事由に退職した者(倒産の事実が発生して以降3か月以内に退職した者)を退職日から3か月以内に直接的に雇用し、雇用期間確認免除申立書の提出がなされたときは、連続して3か月以上の恒常的な雇用関係は免除する。</p> <p>② 配置技術者は専任すること(「建設工事の専任の主任技術者の取扱いについて(通知)」(平成28年12月15日 28監第163号)の記「主任技術者の兼務に係る取扱い」は当工事では適用除外とする。)</p> <p>③ 競争参加資格確認申請書の提出期限日から起算して過去3か月間に、長崎県が発注する工事において、真にやむを得ない理由により技術者の途中交代をした者(途中交代の技術者が同等以上であった場合を除く。)でないこと。</p> <p>④ 競争参加資格確認申請書の提出期限日から起算して過去3か月間に、長崎県内で発注された公共工事(長崎県発注工事を除く。)において、真にやむを得ない理由により技術者の途中交代をした者(途中交代の技術者が同等以上であった場合を除く。)でないこと。</p>
<p>建設業法に基づく経営事項審査等</p>	<p>令和4年度長崎県建設工事入札参加者格付要綱に基づく入札参加資格者名簿(格付表)に登載され、申請書の提出期限の日から落札決定の日までの間において、建設業法第27条の23の規定に基づく経営事項審査の有効期間が満了する者でないこと。</p>	<p>令和4年度長崎県建設工事入札参加者格付要綱に基づく入札参加資格者名簿(格付表)に登載され、申請書の提出期限の日から落札決定の日までの間において、建設業法第27条の23の規定に基づく経営事項審査の有効期間が満了する者でないこと。</p>	<p>令和4年度長崎県建設工事入札参加者格付要綱に基づく入札参加資格者名簿(格付表)に登載され、申請書の提出期限の日から落札決定の日までの間において、建設業法第27条の23の規定に基づく経営事項審査の有効期間が満了する者でないこと。</p>	

- (注1) 「総合評定値」とは、法第27条の29の規定に基づく総合評定値通知書における総合評定値とする。
- (注2) 「公共工事」とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号)第2条第2項に規定する国、特殊法人等又は地方公共団体が発注する建設工事及び契約の相手方が公団、公社である建設工事をいう。なお、特殊法人等には国立大学法人法に定める国立大学法人並びに長崎県立大学法人も含む。
- (注3) 「専任」とは、他の工事現場の主任技術者又は監理技術者との兼任を認めないことをいい、法第7条第1号に規定する経營業務の管理責任者又は同条第2号に規定する営業所の専任技術者についても他の工事現場との兼任は認められておらず、当該工事の配置技術者とはなり得ないことに留意すること。
- (注4) 「直接的かつ恒常的な雇用関係」とは、「建設工事に係る配置予定技術者の雇用関係の確認につい



て」に規定するものをいう。

- (2) 令和4年度の長崎県建設工事の入札参加資格を有しない者で入札参加を希望する者は、入札参加資格の審査申請を令和4年6月1日（水曜日）までに行うとともに、3の競争参加資格の確認を受けること。

一般競争参加資格審査申請書（建設工事）の提出場所

長崎県土木部監理課建設業指導班

〒850-8570長崎県長崎市尾上町3番1号

電話 （代表）095-824-1111（内線3015）

3 競争参加資格の確認

- (1) 入札参加を希望する共同企業体（以下「入札参加希望者」という。）は、競争参加資格確認申請書のほか関係書類（以下「申請書等」及び「技術資料等」という。）を提出し、競争参加資格の確認を受けなければならない。
- (2) 申請書等として次の書類を提出し、内容が適切なものであること。
- ① 共通事項書（高度技術提案型）4(1)のア、イ、ウ、オ、カ及びキ
  - ② 長崎県建設工事入札参加者格付要綱第9条に基づく再度の審査を受けた者は、共通事項書（高度技術提案型）4(1)のエとして直近の総合評価値通知書の写し
- (3) 技術資料等として「4 総合評価に関する事項(2)」に示す書類を提出し、不足が無いこと。

4 総合評価に関する事項

- (1) 技術提案の評価内容、評価基準

【技術提案①（加算点 10点）】

評価項目：現場周辺に配慮する事項

評価内容	評価基準	配点
工事に伴う周辺地域への騒音・粉塵及び濁水対策 （周辺地域は別図1参照） ○評価項目に対する着目点 着目点1：周辺地域への騒音・粉塵対策 着目点2：場外へ排出する濁水の処理対策 ○得点は、提案内容により以下のとおりとする。 ・1.25点（良） ・0点（普通） ・×（不採用）	1.25点×8提案（良とした提案数）	10.0
	1.25点×7提案（良とした提案数）	8.75
	1.25点×6提案（良とした提案数）	7.5
	1.25点×5提案（良とした提案数）	6.25
	1.25点×4提案（良とした提案数）	5.0
	1.25点×3提案（良とした提案数）	3.75
	1.25点×2提案（良とした提案数）	2.5
	1.25点×1提案（良とした提案数）	1.25
	良とした提案なし	0

【技術提案②（加算点 10点）】

評価項目：施工上配慮すべき事項

評価内容	評価基準	配点
施工中の変状等への対策 ○評価項目に対する着目点 着目点1：トンネル上の田畑における地表面の陥没や変状を抑止するため、地質の変化や変状などを早期に把握するための対策 着目点2：トンネル内の落盤・切羽崩壊等を抑止するため、地質の状況や変状などを早期に把握するための対策 ○得点は、提案内容により以下のとおりとする。 ・1.25点（良） ・0点（普通） ・×（不採用）	1.25点×8提案（良とした提案数）	10.0
	1.25点×7提案（良とした提案数）	8.75
	1.25点×6提案（良とした提案数）	7.5
	1.25点×5提案（良とした提案数）	6.25
	1.25点×4提案（良とした提案数）	5.0
	1.25点×3提案（良とした提案数）	3.75
	1.25点×2提案（良とした提案数）	2.5
	1.25点×1提案（良とした提案数）	1.25
	良とした提案なし	0

(2) 技術提案①：技術申請様式2-1号、技術提案②：技術申請様式2-2号の作成要領及び特記事項

作成要領及び特記事項
<p>1) 作成要領</p> <p>① 提案は着目点ごとに「具体的な技術提案」を記載すること。具体的とは、提案の手法、効果を明確に示し、必要に応じ、具体的な対象箇所、使用材料、数量、時期、規模等が適切に記載されていること。</p> <p>② 発注者の設定した2着目点には技術提案を必ずひとつ以上記載すること。また、入札参加者は、2着目点を上限として、評価内容についての着目点を任意に設定できるものとする。</p> <p>③ 着目点は「技術提案」の目的を表す内容とすること。</p> <p>④ 技術提案は8提案までとする。</p> <p>⑤ 提案は本様式1枚に、句読点、数字、記号等を含み600字以内で記載すること。ただし、着目点欄の文字は除く。なお、本様式には図、表等は添付しないこと。</p> <p>⑥ 補足説明資料（図、表等）として別途1枚のみ添付することができる。 （A4で様式は自由）</p>
<p>2) 特記事項</p> <p>① 本様式に提案内容の記載がない場合又は記載があっても評価項目に対し提案内容がすべて異なる場合、入札は無効とする。</p> <p>② 発注者の設定した2着目点に対して、具体的な技術提案の記載が無い場合は一切評価しない。なお、発注者が設定した2着目点については、表現の変更は認めない。変更した場合は、その提案は一切評価しない。</p> <p>③ 具体的な技術提案が600字を超えた場合は一切評価しない。</p> <p>④ 本様式に図、表等が添付されている場合は一切評価しない。</p> <p>⑤ 提案が本様式、補足説明様式を合わせて2枚を超える場合は一切評価しない。</p> <p>⑥ 具体的な技術提案の手法、効果が判断できない場合は評価しない。</p> <p>⑦ 着目点数は、最大で4着目点（発注者指定分を含む。）とし、4着目点を越えた場合、すべての技術提案は一切評価しない。</p> <p>⑧ 入札参加者が設定した着目点が、目的と判断できない場合、その着目点に基づく技術提案は評価しない。</p> <p>⑨ 類似した手法を記載した技術提案が複数ある場合は、ひとつの技術提案のみ評価する。</p> <p>⑩ ひとつの技術提案に対し複数の手法及び効果を記載した場合、ひとつの技術提案として評価する。</p> <p>⑪ ひとつの技術提案に対し複数の手法及び効果を記載した場合において、「不採用」の手法及び効果が含まれている場合、全体として評価しない。</p> <p>⑫ 本様式に記載の無い提案の資料が補足説明資料に記載されている場合、その部分は参考としない。</p> <p>⑬ 補足説明資料は、本様式にある提案を補足するための参考図等を記載するものであり、説明文等の文章は評価の対象としない。</p> <p>⑭ 技術申請様式2-1号及び2-2号は長崎県ホームページからダウンロードすること。</p>

(3) 技術提案の取扱いに関する事項：技術申請様式2-3号

作成要領及び特記事項
<p>1) 作成要領</p> <p>工業所有権を含む技術提案等である場合、その取り扱いに関することを記載し提出すること。</p>
<p>2) 特記事項</p> <p>技術申請様式2-3号は長崎県ホームページからダウンロードすること。</p>

(4) 配置予定技術者及び企業の能力の評価内容、評価基準、技術申請様式1号の作成要領及び特記事項

【配置予定技術者の施工実績（代表構成員）（加算点 5点）】

評価内容	評価基準	配点
<p>○ 同種工事、類似工事の条件</p> <p>公告日の属する年度の直前15ヵ年度（平成19年度【2007年度】）から公告日までに完成した公共工事で、以下の条件に該当するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・同種工事の条件に該当するもの</li> </ul>	同種工事	5.0
<ul style="list-style-type: none"> <li>注入力長尺先受け工による補助工法を伴う、長さ890m以上のNATM工法による掘削で、当該内空断面積（覆工後の内空断面）45㎡以上の道路トンネル又は鉄道トンネル工事</li> <li>・類似工事の条件に該当するもの</li> </ul>	類似工事	2.5

<p>注入式長尺先受け工による補助工法を伴う、長さ440m以上890m未満のN A T M工法による掘削で、当該内空断面積（覆工後の内空断面）40㎡以上の道路トンネル又は鉄道トンネル工事</p> <p>○ 実績対象技術者の要件</p> <p>① 対象技術者は以下のとおり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・元請又は代表構成員の主任（監理）技術者</li> <li>・元請又は代表構成員の現場代理人</li> <li>・その他構成員の主任（監理）技術者</li> </ul> <p>ただし、現場代理人としての実績は、対象工事の工期の始期日以前に以下(1)～(5)のいずれかの資格を取得し従事した工事に限る。</p> <p>(1) 1級土木施工管理技士</p> <p>(2) 2級土木施工管理技士（種別「土木」）</p> <p>(3) 1級建設機械施工技士</p> <p>(4) 2級建設機械施工技士（第一種～第六種）</p> <p>(5) 技術士</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建設部門</li> <li>・農業部門（選択科目「農業土木」）</li> <li>・森林部門（選択科目「森林土木」）</li> <li>・水産部門（選択科目「水産土木」）</li> <li>・総合技術監理部門（選択科目「建設部門」、「農業土木」、「森林土木」、「水産土木」のいずれかの科目）</li> </ul> <p>② 従事期間の条件：最終工期の1/2より長いものに限る。</p> <p>○ 当該申請における代表構成員の配置予定技術者の施工実績とする。</p>	実績なし	0
--	------	---

作成要領及び特記事項

1) 作成要領

- ① 「評価内容及び評価基準」に該当するものがあれば、その内容を記載すること。
- ② 「評価内容及び評価基準」を証明する資料（コリンズの写し、契約書の写し、図面及び数量表の写し、発注機関の証明書等のうち、工事内容・数量・技術者名等の施工実績の確認に必要なもの）を添付すること。

2) 特記事項

- ① 本様式に記載がないもの及び添付資料がないものは評価しない。
- ② 添付資料は文字のにじみ・つぶれ等により判読できないことが無いよう注意すること。
- ③ 添付資料により「評価内容及び評価基準」が確認できないものについては評価しない。

【企業の施工実績（代表構成員）（加算点 5点）】

評価内容	評価基準	配点
<p>○ 同種工事、類似工事の条件</p> <p>公告日の属する年度の直前15ヵ年度（平成19年度【2007年度】）から公告日までに完成した公共工事で、以下の条件に該当するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・同種工事の条件に該当するもの</li> <li>注入式長尺先受け工による補助工法を伴う、長さ890m以上のN A T M工法による掘削で、当該内空断面積（覆工後の内空断面）45㎡以上の道路トンネル又は鉄道トンネル工事</li> <li>・類似工事の条件に該当するもの</li> <li>注入式長尺先受け工による補助工法を伴う、長さ440m以上890m未満のN A T M工法による当該内空断面積（覆工後の内空断面）40㎡以上の道路トンネル又は鉄道トンネル工事</li> </ul> <p>○ 実績対象工事の要件</p> <p>① 元請として施工したものとする。</p> <p>② 受注形態が共同企業体の場合、代表構成員又は出資比率が20%以上のその他構成員の施工実績とする。</p> <p>○ 当該申請における代表構成員の施工実績とする。</p>	同種工事	5.0
	類似工事	2.5
	実績なし	0

作成要領及び特記事項

1) 作成要領

- ① 「評価内容及び評価基準」に該当するものがあれば、その内容を記載すること。
- ② 「評価内容及び評価基準」を証明する資料（コリンズの写し、契約書の写し、図面及び数量表の写し、発注機関の証明書等のうち、工事内容・数量等の施工実績の確認に必要なもの）を添付すること。

2) 特記事項

- ① 本様式に記載がないもの及び添付資料がないものは評価しない。
- ② 添付資料は文字のにじみ・つぶれ等により判読できないことが無いよう注意すること。
- ③ 添付資料により「評価内容及び評価基準」が確認できないものについては評価しない。

(2) 技術資料として次の書類を提出すること。

- ① 共通事項書（高度技術提案型）4(2)のアとして「技術申請様式1号：技術者及び企業の施工能力調書」
- ② 共通事項書（高度技術提案型）4(2)のイとして「技術申請様式2-1号：技術提案書①」及びウとして「技術申請様式2-2号：技術提案書②」、また工業所有権を含む技術提案で、取扱いに関する事項がある場合は、「技術申請様式2-3号：技術提案の取り扱いに関する事項」を提出すること。

(3) (2)のうち、イ及びウ（以下「技術提案」という。）を提出する者は、その採否の確認を受けなければならない。

なお、確認結果は、申請者あて通知し、公表しない。

(4) 技術資料の提出方法

入札方法	提出方法	提出部数
紙入札	持参の場合	電子媒体（CD）2部
	郵送の場合	電子媒体（CD）1部

注：電子媒体（CD）については、下記事項に留意すること。

- ① 電子媒体（CD）は、以下に示すファイルの両方を収めること。また、記載内容が同一であること。なお、記載内容の相違、技術資料の不足等は、入札無効又は競争参加資格が無しとなる場合がある。

（PDFファイル）

- ・「技術申請様式1号：技術者及び企業の施工能力調書」及び「評価内容及び評価基準」を証明する資料
- ・「技術申請様式2-1号：技術提案書①及び技術提案の補足説明資料」
- ・「技術申請様式2-2号：技術提案書②及び技術提案の補足説明資料」
- ・「技術申請様式2-3号：技術提案の取り扱いに関する事項」

（Excelファイル）

- ・「技術申請様式1号：技術者及び企業の施工能力調書」
- ・「技術申請様式2-1号：技術提案書①」
- ・「技術申請様式2-2号：技術提案書②」

- ② CD-Rのラベルには「工事番号」、「工事名」、入札参加者名の「商号（又は名称）」、ウイルスチェック欄を設け「ウイルスチェックの実施日」、「提出日」を記入すること。

- ③ 電子媒体に収めたPDFファイル及びExcelファイルのファイル名は、「商号（又は名称）」とすること。なお、複数のPDFファイルを保存する場合のファイル名は、「商号（又は名称）」とファイルの内容がわかるタイトルで保存すること。

- ④ 提出様式は県のホームページからダウンロードした最新のファイルを使用すること。

- ⑤ 提出された電子媒体の電子データが発注機関において読み込めない場合や、電子データが不鮮明で、内容が判断できない場合は評価しない。

5 入札等担当部局

区分	担当内容	担当部局	電話番号等	住所
入札・契約担当	提出書類、入札・契約に関する事項	長崎県島原振興局 管理部 総務課 経理班	TEL 0957-63-0111 FAX 0957-62-8615	〒855-8501 長崎県島原市城内1-1205
工事・技術担当	設計図書の内容等技術的要素に関する事項	長崎県島原振興局 建設部 道路第一課	TEL 0957-63-0111 FAX 0957-63-4944	

6 入札日程

【交付について】 申請書等及び技術資料様式、入札説明書の交付期間及び方法	【交付期間】 令和4年4月19日(火曜日)から 令和4年7月26日(火曜日)まで	① 書類様式 長崎県ホームページ ( <a href="https://www.pref.nagasaki.jp/">https://www.pref.nagasaki.jp/</a> ) トップページ「まちづくり／土地・建設業／公共事業入札・契約制度関係規則等／各種様式」から入手すること。 ② 入札説明書 5 入札等担当部局 入札・契約担当より入手すること。
【提出について】 申請書等及び技術資料の提出期間及び場所	【提出期間】 令和4年4月20日(水曜日)から 令和4年6月1日(水曜日)まで ※持参又は郵便書留に限る。期間内に必着のこと。	長崎県島原振興局 管理部 総務課 経理班 〒855-8501 長崎県島原市城内1-1205
技術資料に係るヒアリング	必要に応じて実施する。	5の担当部局による。
競争参加資格確認結果及び技術提案の採否の通知期限及び方法	令和4年6月29日(水曜日)	申請者(共同企業体の場合は、代表構成員)あて郵送にて通知する。
【質問について】 入札説明書に関する質問の受付期間及び場所	【質問受付期間】 令和4年4月20日(水曜日)から 令和4年7月15日(金曜日)まで	5の担当部局による。
【回答について】 上記回答期限及び回答方法	【回答期限】 令和4年7月20日(水曜日)まで	・個別事項は、当該者にファクシミリにて回答 ・全参加者に関する事項は、下記ホームページに掲載 <a href="https://www.doboku.pref.nagasaki.jp/">https://www.doboku.pref.nagasaki.jp/</a>
【提出について】 入札書、技術提案入札書及び工事費内訳書の受領期限及び提出場所	【受領期限】 令和4年7月27日(水曜日)まで ※郵便書留に限る。受領期限内に必着のこと	長崎県島原振興局 管理部 総務課 経理班 〒855-8501 長崎県島原市城内1-1205 電話 0957-63-0111
開札日時及び場所	令和4年7月28日(木曜日) 午前10時00分から	長崎県島原振興局 新館A会議室 〒855-8501 長崎県島原市城内1-1205
配置予定技術者に係る通知書の提出期間、場所及び方法	落札者仮決定通知の翌日から起算して3日以内	5の入札・契約担当部局に持参又は郵送(一般書留郵便又は簡易書留郵便に限る。)による。

(注1) 上記の期間は、長崎県の休日定める条例(平成元年長崎県条例第43号)第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後5時まで(来所する場合は正午から午後1時までを除く。)とする。(ホームページ掲載内容を除く。)

(注2) 入札説明書に関する質問は、所定の様式により郵送で行うこと。(時間的に不可能でやむを得ない場合は電送も可とするが、電送後直ちに原本を郵送すること。)なお、郵送又は電送を問わず、必ず提出先に着信を確認すること。

(注3) 入札参加希望者は、入札説明書の解釈に疑義がある場合は必ず質問し確認すること。なお、質問締切日以降の質問は受け付けない。

(注4) 共同企業体の場合、競争参加資格確認申請書等、入札書、技術提案入札書及び工事費内訳書には、当該共同企業体の名称を記載するとともに、当該共同企業体を構成する全ての構成員が記名すること。

(注5) 入札者は、開札に立ち会うことができる。ただし、入札者の代理人が開札に立ち会う場合、委任状を持参すること。

なお、入札者の立ち会いがない場合は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の8の規定に基づき、当該入札事務に関係のない職員が立ち会うものとする。

(注6) 開札の立ち会いにおける共同企業体の場合の入札者とは、当該共同企業体を構成する全ての構成員の代表者のことをいう。当該共同企業体を構成する一部の構成員が入札に立ち会う場合は、開札に立ち会わない構成員から開札に立ち会う構成員への委任状が必要となる。また、入札者の代理人が開札に立ち会う場合は、当該共同企業体を構成する全ての構成員から代理人への委任状が必要となる（長崎県ホームページ掲載の委任状の作成例を参照）。

(注7) 配置予定技術者に係る通知書の提出については、やむを得ない場合は、電送による通知も可とするが、電送後に必ず提出先に着信確認を行い、直ちに原本を郵送すること。

## 7 入札の無効

共通事項書（高度技術提案型）11のいずれかに該当する者の入札は、無効とする。

## 8 落札者の決定方法及び総合評価の方法

落札者は長崎県建設工事総合評価方式実施要領（令和4年3月3日3建企第490号）（以下「実施要領」という。）第11条の規定に基づき決定し、落札者については決定後、速やかに落札者を含む入札参加者全員にその旨を通知する。

### (1) 落札者の決定方法

ア 落札者は、配置予定技術者を専任で配置できる旨の通知を行った落札仮決定者とする。

イ 落札仮決定者が配置予定技術者を専任で配置できない場合は、(2)の要件を満たし、落札仮決定者の次に評価値の高い者（以下「次順位者」という。）を落札仮決定者とし、アの規定を準用する。

ウ 次順位者が配置予定技術者を専任で配置できない場合は、イの規定を準用する。

### (2) 落札仮決定者の決定方法

入札参加者は、「価格」、「企業の技術力」及び「技術提案」をもって入札に参加し、次のア～ウの要件に該当する者のうち、「(3)総合評価の方法」によって得られた評価値の最も高い者を落札仮決定者とする。

なお、落札仮決定者となるべき評価値の最も高い者が2人以上あるときは、くじを引かせて落札仮決定者を決定するものとする。

ただし、落札仮決定者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある、著しく不相当であると認められるときは、次のア～ウの要件に該当する者のうち、評価値の最も高い者を落札仮決定者とすることがある。

ア 入札価格が、予定価格の範囲内である者

イ 評価値が、次の基準評価値を下回らない者

$$\text{基準評価値} = \text{標準点} / \text{予定価格} \times 100,000,000$$

なお、予定価格の単位は円とする。また、基準評価値は小数点以下第3位（小数点以下第4位を四捨五入）までとする。

ウ 入札価格が、「11」の調査の対象となった場合、その調査の結果、当該契約の内容に適合した履行がなされると判断される者

### (3) 総合評価の方法

評価値は、次の算出方式により算定する。

ア 評価値の算出方式

$$\text{評価値} = (\text{標準点} + \text{加算点} + \text{施工体制評価点}) / \text{入札価格} \times 100,000,000$$

なお、入札価格の単位は円とする。また、評価値は端数処理を行わないものとする。

イ 標準点及び加算点

標準点及び加算点は、技術資料を適切に提出した入札参加者に与えられる点数で、標準点は100点とし、加算点の満点は30点とする。なお、加算点の一部は施工体制評価を踏まえ補正を行う。

ウ 施工体制評価点

施工体制評価点は、入札説明書において求める要求要件を実現できる確実性の高さに対して与えられる点数で、満点は30点とし、技術資料、聴取り調査の結果及び追加資料等に基づき審査を行う。

低入札調査基準価格を下回って入札した者は、施工体制に係る審査のため、追加資料の提出を求める通知日の翌日から起算して4日以内（休日を除く）に低入札価格調査制度調査資料及び施工体制確認に係る追加資料作成要領（平成25年6月28日 25建企第206号。以下「作成要領」という。）に規定する追加資料

を提出するものとする。

また、追加資料提出の翌日より起算して、5日以内（休日を除く）に聴取り調査を実施するものとする。

なお、低入札調査基準価格以上の価格で入札した者の施工体制に係る審査は省略し、施工体制評価点は満点とする。

9 競争参加資格がないと認められた者、技術提案が採用されなかった者又は落札者とされなかった者に対する理由の説明

競争参加資格がないと認められた者、技術提案が採用されなかった者又は落札者とされなかった者は、長崎県建設工事苦情処理手続要綱に基づき、契約担任者に対して競争参加資格がないと認めた理由又は不服のある事実について説明を求めることができる。

説明を求めることができる期間及びその回答期限は次のとおりとする。

競争参加資格がないと認められた理由 技術提案が採用されなかった理由に対する苦情申立期限	【参加資格がないと認められた理由】 令和4年7月8日（金曜日）まで 【技術提案が採用されなかった理由】 令和4年7月8日（金曜日）まで	長崎県島原振興局管理部総務課経理班 TEL 0957-63-0111 FAX 0957-62-8615 〒855-8501 長崎県島原市城内1-1205
上記回答期限	令和4年7月20日（水曜日）まで	
上記回答に対する再苦情申立期間	回答を行った日の翌日から起算して7日以内（休日を除く。）とする。	
落札者とされなかった理由に対する苦情申立期間	入札結果の公表をした日の翌日から起算して7日以内（休日を除く。）とする。	
上記回答期限	苦情申立期限の日の翌日から起算して7日以内（休日を除く。）とする。	
上記回答に対する再苦情申立期間	回答を行った日の翌日から起算して7日以内（休日を除く。）とする。	

10 政府調達に関する苦情の処理手続

「9」の苦情申立によらない又は「9」の結果、苦情の解決に至らなかった場合は、政府調達に関する苦情の処理手続（平成8年長崎県告示第588号）に定めるところにより、苦情の申立を行うことができる。

なお、この場合、長崎県政府調達苦情検討委員会が契約締結又は契約執行の停止を要請する場合がある。

11 低入札調査

(1) 長崎県建設工事低入札価格調査制度要綱（平成25年長崎県告示第709号。以下「低入札要綱」という。）第3条に規定する低入札調査基準価格を下回った全ての入札者（実施要領第19条による入札の無効の者は除く。以下「低入札調査対象者」という。）に対して、同要綱第6条の規定に基づく履行可能であるかの調査（以下「低入札調査」という。）を実施する。ただし、低入札調査対象者のうち、低入札価格調査制度対象工事に係る特別重点調査要領（平成25年6月28日 25建企第207号。）2に規定する基準に該当した者に対しては、同要領に基づく特別重点調査を実施する。

(2) (1)の調査により、その者の入札価格によっては契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときはその者の入札を失格とする。

(3) 低入札調査対象者及び特別重点調査対象者（以下「低入札調査対象者等」という。）は、資料等の提出の通知日の翌日から起算して7日以内（休日を除く）に作成要領に規定する資料等を提出するものとする。

(4) 資料等については、提出期限後における差替え及び再提出は認めないものとする。ただし、資料等及び聴取りの内容により、事務所の長が必要と認め、入札者に対し、記載要領に従った記載を行うべきこと、必要な書類を提出すべきことなどの教示を行った場合はこの限りではない。

(5) 特別重点調査においては、入札者から聴取り調査を行い、契約の内容に適合した履行がされないおそれがないか確認を行う。

また、低入札調査においても聴取り調査を行う場合がある。

(6) 低入札調査対象者等に対して説明資料の提出、提示等を求める場合がある。

(7) 低入札調査対象者等は調査に協力しなければならない。

- (8) 入札者が虚偽の資料の提出若しくは説明を行ったことが明らかになった場合、低入札要綱第9条第2号に記載する重点的な監督と調査の内容とが著しく乖離していた場合は指名停止を行うことがある。
- 12 入札書及び契約の手續において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- 13 その他
- (1) その他入札参加資格、技術提案、入札・契約に関する事項は共通事項書（高度技術提案型）のとおり。
- (2) 入札結果、本公告及び共通事項書（高度技術提案型）は、長崎県入札情報サービスポータルサイトに掲載する。  
ホームページアドレス (<https://www.doboku.pref.nagasaki.jp/bidding/info/index.html>)
- (3) 入札制度関係要綱要領等は、長崎県ホームページに掲載する。  
長崎県ホームページ (<https://www.pref.nagasaki.jp/>) トップページ「まちづくり／土地・建設業／公共事業入札・契約制度関係規則等／要綱・要領／要綱・要領等」
- (4) 申請様式等については、ホームページに掲載してある最新版を使用すること。旧様式で申請した場合、提出書類の不備として参加資格が認められない場合があるので留意すること。  
長崎県ホームページ (<https://www.pref.nagasaki.jp/>) トップページ「まちづくり／土地・建設業／公共事業入札・契約制度関係規則等／各種様式」
- 14 Summary
- (1) Official in charge of disbursement of the procuring entity:  
Oishi Kengo, Governor of Nagasaki Prefecture
- (2) Subject matter of the contract:  
Construction of Okameyajiro Tunnel (Tentative Name) on the Nagasaki Prefectural Road from Obama to Kitaarima.  
Length: 1,060m (Tunnel Length 896m) Width: 5.5 (7.0) m
- (3) Time-limit for the submission of tenders: 27 July 2022
- (4) Contact office for this tender documentation:  
Shimabara Development Bureau  
First Road Construction Division  
1-1205 Jonai, Shimabara City, Nagasaki Prefecture, 855-8501, Japan  
Tel 0957-63-0111 Fax 0957-63-4944

## 人事委員会規則

職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年4月19日

長崎県人事委員会委員長 水上 正博

### 長崎県人事委員会規則第15号

職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の給料等の支給に関する規則（昭和33年長崎県人事委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>第20条の4 職員給与条例第20条第5項の管理又は監督の地位にある職員は、次の各号に掲げる職員（休職にされている職員のうち、同条例第23条第1項に該当する職員以外の職員を除く。）とし、同条例第20条第5項の100分の25を超えない範囲内で規則で定める割合は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める割合とする。</p> <p>(1) 第7条の2第1項の規定による管理職手当に係る区分が1種の職員の職で行政職給料表又は任期付職員条例第4条第1項の給料表の適用を受ける職員（4号給以下の号給を受ける職員を除く。） 100分の20</p>	<p>第20条の4 職員給与条例第20条第5項の管理又は監督の地位にある職員は、次の各号に掲げる職員（休職にされている職員のうち、同条例第23条第1項に該当する職員以外の職員を除く。）とし、同条例第20条第5項の100分の25を超えない範囲内で規則で定める割合は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める割合とする。</p> <p>(1) 第7条の2第1項の規定による管理職手当に係る区分が1種の職員の職で行政職給料表又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年長崎県条例第43号。以下「任期付職員条例」という。）第4条第1項の給料</p>



<p>(2) 及び(3) 略 (一時差止処分に係る在職期間) 第22条の2 略 2 前条第1項第1号ア及びイに掲げる者並びに同項第2号ア及びイに掲げる者が引き続き職員給与条例又は市町村立学校職員給与条例の適用を受ける職員となった場合は、それらの者として在職した期間は、前項の在職期間とみなす。 (勤勉手当の支給割合) 第26条 職員給与条例第21条第2項及び市町村立学校職員給与条例第17条第2項に規定する勤勉手当の支給割合は、<u>次条</u>に規定する職員の勤務期間による割合（以下<u>同条</u>において「期間率」という。）に第30条に規定する職員の勤務成績による割合（以下<u>同条</u>において「成績率」という。）を乗じて得た割合とする。 (勤勉手当の成績率) 第30条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、任命権者が定めるものとする。 (1) 略 (2) 再任用職員 100分の90（<u>特定幹部職員にあっては、100分の110</u>）</p>	<p>表の適用を受ける職員（4号給以下の号給を受ける職員を除く。） 100分の20 (2)及び(3) 略 (一時差止処分に係る在職期間) 第22条の2 略 2 前条第1項第1号アからウまでに掲げる者並びに同項第2号ア及びイに掲げる者が引き続き職員給与条例又は市町村立学校職員給与条例の適用を受ける職員となった場合は、それらの者として在職した期間は、前項の在職期間とみなす。 (勤勉手当の支給割合) 第26条 職員給与条例第21条第2項及び市町村立学校職員給与条例第17条第2項に規定する勤勉手当の支給割合は、<u>第27条</u>に規定する職員の勤務期間による割合（以下<u>第27条</u>において「期間率」という。）に第30条に規定する職員の勤務成績による割合（以下<u>第30条</u>において「成績率」という。）を乗じて得た割合とする。 (勤勉手当の成績率) 第30条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、任命権者が定めるものとする。 (1) 略 (2) 再任用職員 100分の90</p>
---	--

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年4月19日

長崎県人事委員会委員長 水上 正博

長崎県人事委員会規則第16号

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

職員の育児休業等に関する規則（平成4年長崎県人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(育児休業をすることができる非常勤職員) 第2条の2 育児休業条例第2条第3号ア<del>(イ)</del>の人事委員会規則で定める非常勤職員は、1週間の勤務日が3日以上とされている非常勤職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員で1年間の勤務日が121日以上であるものとする。 (継続的な勤務のために特に必要と認められる場合) 第2条の3 育児休業条例第2条の3第3号イの人事委員会規則で定める場合は、次に掲げる場合とし、同号イに掲げる場合に該当するかどうかの判断は、育児休業の承認の請求があった時点において判明している事情に基づき行うものとする。 (1) 略 (2) 常態として育児休業条例第2条の3第3号イに規定する当該子を養育している当該子の親（当該子について民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって当該子を現に監護するもの又</p>	<p>(育児休業をすることができる非常勤職員) 第2条の2 育児休業条例第2条第3号ア<del>(ウ)</del>の人事委員会規則で定める非常勤職員は、1週間の勤務日が3日以上とされている非常勤職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員で1年間の勤務日が121日以上であるものとする。 (継続的な勤務のために特に必要と認められる場合) 第2条の3 育児休業条例第2条の3第3号イの人事委員会規則で定める場合は、次に掲げる場合とし、同号イに掲げる場合に該当するかどうかの判断は、育児休業の承認の請求があった時点において判明している事情に基づき行うものとする。 (1) 略 (2) 常態として育児休業条例第2条の3第3号イに規定する当該子を養育している当該子の親（当該子について民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって当該子を現に監護するもの又</p>

は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親（以下「養子縁組里親」という。）である者若しくは同条第1号に規定する養育里親である者（児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、養子縁組里親として委託することができない者に限る。）を含む。以下同じ。）である配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）であって当該子の1歳到達日後の期間について常態として当該子を養育する予定であったものが次のいずれかに該当した場合

ア～エ 略

（部分休業をすることができる非常勤職員）

第14条 育児休業条例第22条第2号の人事委員会規則で定める非常勤職員は、1週間の勤務日が3日以上とされている非常勤職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員で1年間の勤務日が121日以上である非常勤職員であって、1日につき定められた勤務時間が6時間15分以上である勤務日があるものとする。

は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である者若しくは同条第1号に規定する養育里親である者（児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として委託することができない者に限る。）を含む。以下同じ。）である配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）であって当該子の1歳到達日後の期間について常態として当該子を養育する予定であったものが次のいずれかに該当した場合

ア～エ 略

（部分休業をすることができる非常勤職員）

第14条 育児休業条例第22条第2号イの人事委員会規則で定める非常勤職員は、1週間の勤務日が3日以上とされている非常勤職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員で1年間の勤務日が121日以上である非常勤職員であって、1日につき定められた勤務時間が6時間15分以上である勤務日があるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

発行者  
長崎県  
長崎市尾上町三番一号

電話代表  
直通表  
(八二五)  
二二二  
一一一  
四一

印刷所

長崎県  
長崎市  
樺島町八番十二号

株式会社  
寺クイックプリン  
田宏  
弥ト